

# 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します！

## 1. 支給対象者

①または②に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

① **令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）を大洗町で受給した方**

■平成17年4月2日（特別児童扶養手当受給対象児童は平成15年4月2日）から令和6年2月29日に生まれた児童の養育者で、以下のいずれかに該当する方。

② {  
ア 令和5年度の**住民税均等割が非課税の方**  
イ 令和5年1月以降に食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、**住民税非課税相当の収入となった方**

## 2. 支給額

**児童1人当たり 一律 5万円**

- 支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。必ず裏面の支給手続きをご確認ください。  
\*お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ こども家庭庁コールセンター  
0120-400-903（受付時間：平日9:00～18:00）

詳しい申請方法は、大洗町役場住民課医療福祉係の「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)担当窓口」までお問い合わせください。

電話：029-267-5111（内線163）（受付時間：平日8:30～17:15）

### 3. 給付金の支給手続き

#### I. 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」の支給対象者であった方

▶ 給付金は、**申請不要**で、令和5年5月31日（水）に、令和4年度中に実施した低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給した口座（令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給していた口座等）に振り込みました。

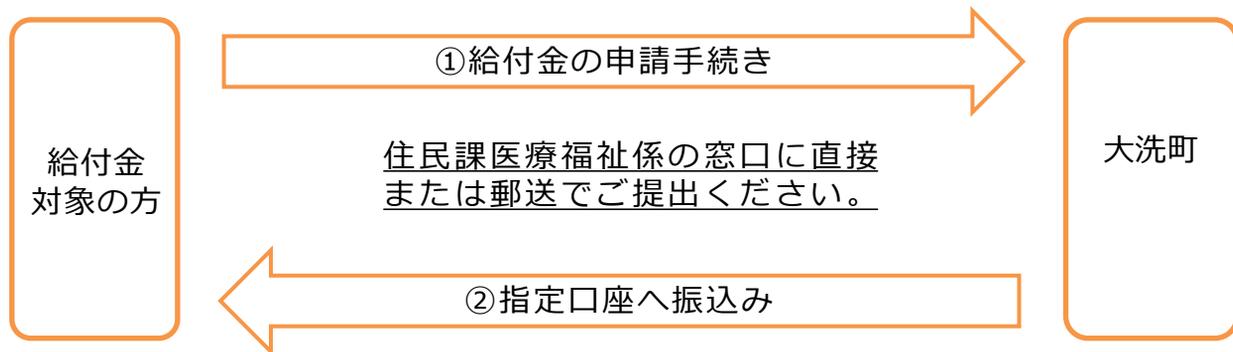
#### II. 上記以外の方（例. 収入が急変した方）

▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

（提出期限：令和6年2月29日（木）まで）

▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに住民課医療福祉係の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。

▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を審査して指定口座に振り込みます。



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、大洗町役場住民課や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。